体験の機会の場の認定に関する福岡市事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成１５年法律第１３０号以下「法」という。）及び，「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」（平成２４年文部科学省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省令第２号。以下「省令」という。）に基づく，福岡市内において提供される環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定事務に関し，必要な事項を定めるものとする。

（認定申請）

第２条　市長は，体験の機会の場で行われる事業の内容等が法２０条第１項及び第２項に掲げる要件のいずれにも適合している旨の認定をすることができる。

２　前項の認定申請に係る書類は，別表第１に掲げる書類とする。

（変更等の届出）

第３条　認定民間団体等は，法２０条第８項の規定による変更又は廃止の届出について，その事実の発生から３０日以内に市長に行うものとする。

２　前項の変更又は廃止の届出に係る書類は，別表第２に掲げる書類とする。

（状況報告）

第４条　認定民間団体等は，法第２０条の４第１項の規定による運営状況報告を毎年５月３１日までに市長に行うものとし，別表第３に掲げる書類を提出するものとする。

２　前項の報告において，前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの報告が困難であると認められるときは，前年度の６か月以上の期間を含む１年以上の期間における報告を行うものとする。

（更新申請）

第５条　認定有効期間の更新を受けようとする認定民間団体等は，法第２０条の２第２項の規定による申請書を，認定有効期間の満了日の３０日前までに市長に提出するものとし，申請書には別表第１に掲げる書類を添付するものとする。

（現地確認）

第６条　認定を受けようとする者又は認定民間団体等は，事業の内容又は施設の状況の確認等必要に応じ市長が当該体験の機会の場に職員を立ち入らせる

ときは，特別な理由がない限りこれに協力するものとする。

（暴力団の排除）

第７条　市長は，福岡市暴力団排除条例（平成２２年福岡市条例第３０号。次項において「暴排条例」という。）第６条の規定に基づき，本条に規定する排除措置を講じるものとする。

２　市長は，体験の機会の場の認定又は更新の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，この要綱に定める他の規定に関わらず，認定を行わないものとする。

（１）暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員

（２）法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

（３）暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

３　市長は，認定民間団体等が前項各号のいずれかに該当したときは，認定を取り消すことができる。

４　市長は，体験の機会の場の認定からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため，申請者又は認定民間団体等に対し当該申請者又は当該認定民間団体等（法人であるときは，その役員）の氏名（フリガナを付したもの），生年月日，性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成２５年４月１日から施行する。